

津市生活困窮者住居確保給付金支給要綱

平成27年5月14日訓第50号

改正 平成30年10月1日訓第48号
令和2年3月31日訓第33号
令和2年4月20日訓第41号
令和2年11月30日訓第63号
令和3年1月28日訓第2号
令和3年2月18日訓第4号
令和3年3月31日訓第24号
令和3年6月25日訓第45号
令和3年9月29日訓第59号
令和3年12月21日訓第66号
令和4年3月31日訓第28号
令和4年6月3日訓第60号
令和4年6月30日訓第67号
令和4年8月31日訓第76号
令和4年9月30日訓第80号
令和4年12月27日訓第87号
令和5年5月22日訓第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 雇用期間の定めがない又は6月以上の雇用期間の定めがある雇用契約による就職をいう。
- (2) 家賃額 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃額をいう。

(3) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者並びに不動産の貸主及び貸主から委託を受けた事業者をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、次条に規定する支給対象者からの申請に基づき、給付金を支給するものとする。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、本市の区域内に居住している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 離職若しくは自営業の廃止（以下「離職等」という。）の場合又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等と同等程度の状況にある場合（以下「やむを得ない休業等の場合」という。）により経済的に困窮している住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）

(2) 給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職等をした日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年（当該期間に疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた者については、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年））以内である者又は申請日の属する月において、やむを得ない休業等の場合に該当する者

(3) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる者

ア 離職等の場合 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していた者

(4) 公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であって、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行うもの（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した第15条第1項又は第4項の求職活動を行っている者

- (5) 申請日の属する月における支給対象者及び支給対象者と同じの世帯に属する者（以下「支給対象者等」という。）の収入の合計額が、収入額（315,000円に支給対象者と同じの世帯に属する者の数に1を加えた数を乗じて得た額（支給対象者が支給対象者と同じの世帯に属する者を有する場合には、当該額に189,000円を加算した額）に給与所得控除額を加えて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を12で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げた額。以下「基準額」という。）に家賃額（当該額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準額」という。）を超えるときは、当該住宅扶助基準額）を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下である者
- (6) 申請日における支給対象者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）以下である者
- (7) 支給対象者等が地方公共団体等の実施する住居喪失者に対する類似の給付を受けていない者
- (8) 支給対象者等のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
（支給額等）

第5条 給付金は、1月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準額を超えるときは、当該住宅扶助基準額）とする。

- (1) 申請日の属する月における支給対象者等の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 家賃額
 - (2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）
- 2 支給期間は、3月を限度とし、住居喪失者にあつては入居契約に際して初期費用として支払を要する月の翌月から、住居喪失のおそれのある者にあつては申請日の属する月から起算するものとする。
- 3 給付金は、支給対象者が指定する賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受け

た事業者の口座へ振り込む方法により支給する。ただし、支給対象者が次に定める方法により当該支給対象者が居住する賃貸住宅の家賃を支払うこととなっている場合であって、市長が特に必要と認めるときは、支給対象者の口座へ振り込む方法により支給する。

- (1) クレジットカードを使用する方法
- (2) 賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該支給対象者に代わって当該債務の弁済をする方法
- (3) 納付書により納付する方法
(申請手続等)

第6条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書に、離職等の場合にあつては次に掲げる書類を、やむを得ない休業等の場合にあつては第1号から第4号までに掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認できる書類の写し
- (2) 申請日において、過去2年以内に離職等をした者であることを確認できる書類の写し又はやむを得ない休業等の場合に該当する者であることを確認できる書類の写し
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）の収入を確認できる書類の写し
- (4) 申請者等の金融機関の通帳等の写し
- (5) 公共職業安定所から交付を受けた求職申込み・雇用施策利用状況を確認できる書類の写し
- (6) 離職等の日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた者については、医師の証明書その他の当該事情に該当する事実を証明することができる書類の写し

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に対し、住居確保給付金支給申請書の写しを交付するものとする。

(住居喪失者に係る申請後の手続)

第7条 申請者（住居喪失者に限る。次項、第9条第2項及び第10条において同じ。）は、前条第2項の規定により交付された住居確保給付金支給申請

書の写しを不動産媒介業者等に提示して、入居する住宅を選定しなければならない。

- 2 前項の規定により住宅を選定した申請者は、当該住宅について不動産媒介業者等が記載した入居予定住宅に関する状況通知書に、必要事項を記載して市長に提出しなければならない。

(住居喪失のおそれのある者に係る申請後の手続)

第8条 申請者(住居喪失のおそれのある者に限る。次項において同じ。)は、第6条第2項の規定により交付された住居確保給付金支給申請書の写しを不動産媒介業者等に提示しなければならない。

- 2 申請者は、不動産媒介業者等が記載した入居住宅に関する状況通知書に必要事項を記載し、当該住宅に係る賃貸借契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(支給対象者の要件の審査等)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請又は第13条第2項の規定による提出があった場合は、速やかに内容を審査しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、申請内容が適正であると判断したときは、申請者に対し、住居確保給付金支給対象者証明書を交付するものとする。

(住居喪失者に係る賃貸借契約の締結手続)

第10条 申請者は、前条第2項の規定により、住居確保給付金支給対象者証明書の交付を受けたときは、申請者が入居する予定の住宅に係る不動産媒介業者等に当該証明書を提示して、当該住宅に係る賃貸借契約を締結しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により、当該住宅に係る賃貸借契約を締結したときは、当該住宅に入居した後7日以内に、住居確保報告書に当該住宅に係る賃貸借契約書の写し及び住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第11条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合において、給付金を支給することを決定したときは、申請者に対し、住居確保給付金支給決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、第13条第2項の規定による提出があった場合において、給付金の支給を延長することを決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書

(期間(再)延長)により当該給付金の支給期間の延長を希望する者に通知するものとする。

3 市長は、必要に応じて、前2項の規定による給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)の住宅を訪問し、当該受給者の居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うものとする。

4 市長は、必要に応じて、クレジットカードを使用する方法により家賃を支払っている受給者へ支給した給付金が家賃の支払に充てられていることを確認するものとする。

(不支給の決定)

第12条 市長は、第6条第1項の規定による申請又は次条第2項の規定による提出があった場合において、給付金を支給しないことを決定したときは、申請者又は給付金の支給期間の延長を希望する受給者に対し、住居確保給付金不支給通知書により通知するものとする。

(支給期間の延長等)

第13条 給付金の支給期間中に受給者が常用就職できなかつた場合又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加することが見込まれない場合であつて、第15条第1項又は第4項の求職活動を誠実に継続していたと認められるときは、3月を限度として給付金の支給期間を2回延長することができる。

2 前項の規定により給付金の支給期間の延長を希望する受給者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類

(2) 申請者等の収入を確認できる書類の写し

3 疾病又は負傷により第4条第4号に掲げる者に該当しなくなった後、2年以内に同条各号(同条第2号を除く。)に掲げる者に該当することとなり、引き続き給付金を支給することが必要であると認められるときは、給付金を支給するものとする。この場合において、支給期間は合算して第1項に定める期間を超えない範囲とする。

(支給額の変更)

第14条 市長は、次に掲げる場合においては、受給者から住居確保給付金変更支給申請書の提出を求めるものとする。

(1) 給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合

(2) 給付金を受給している期間において、収入が減少した結果、基準額を下

回った場合

(3) 受給者の責めに帰することのできない理由により転居せざるを得ない場合

(4) 市長が本市の区域内での転居が適当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、給付金の支給額を変更することを決定したときは、受給者に対し、住居確保給付金変更支給決定通知書により通知するものとする。

(受給者の求職活動)

第15条 受給者は、給付金を受給している期間において、常用就職をするために、次に掲げる求職活動を行わなければならない。

(1) 面接等の支援を毎月4回以上受けること。

(2) 公共職業安定所等において職業相談を毎月2回以上受けること。

(3) 求人先へ応募を行うこと、又は求人先の面接を原則として1週間に1回以上受けること。

2 受給者は、常用就職をしたときは、常用就職届を市長に提出しなければならない。

3 受給者は、常用就職届を提出した月以降の各月の収入額を確認することができる書類を市長に提出するものとする。

4 やむを得ない休業等の場合に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3月間（第13条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6月間）に限り、次に掲げる求職活動を行うことをもって、同条第1項の求職活動に代えることができる。

(1) 面接等の支援を毎月4回以上受けること。

(2) よろず支援拠点（中小企業庁の中小企業・小規模事業所ワンストップ総合支援事業により設置された経営相談所をいう。）、商工会議所、商工会その他都道府県が認める公的な経営相談先（以下「経営相談先」という。）において職業相談を毎月2回以上受けること。

(3) 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行うこと。

(支給の中断等)

第16条 前条第1項又は第4項の求職活動を行うことができなかつた受給者が、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上給付金の支給の中断を希望する場合は、住居確保給付金支給中断届に医師の証明書その他当該事情に該当することを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があつた場合において、給付金の支給を中断することを決定したときは、受給者に対し住居確保給付金支給決定通知書により通知するものとする。

3 前項の規定による給付金の支給を中断した後、心身の回復により給付金の支給の再開を希望する者は、前条第1項又は第4項の求職活動を再開することを要件として、住居確保支給再開届を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による提出があつた場合において、給付金の支給を再開することを決定したときは、当該者に対し、住居確保給付金支給再開通知書により通知するものとする。

(支給の中止)

第17条 市長は、受給者が第15条第1項各号又は第4項各号の求職活動を行わなかつたときは、当該事実を確認した日の属する月から給付金の支給を中止することができる。

2 市長は、受給者が常用就職をし、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴う収入が収入基準額を超えるときは、収入基準額を超える収入が得られた月から給付金の支給を中止するものとする。

3 市長は、受給者が賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の責めによらずに当該住宅から退去したときは、退去した日の属する月の翌月から給付金の支給を中止するものとする。

4 市長は、受給者が虚偽の申請等により、不正に給付金を受給していることが明らかになったときは、直ちに給付金の支給を中止するものとする。

5 市長は、受給者が前条第1項の規定により給付金の支給の中断を希望した場合において、同条第2項の規定により中断を決定した日から2年を経過したときは給付金の支給を中止するものとする。

6 市長は、前条第1項及び第2項の規定による給付金の支給の中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠つた場合は、給付金の支給を中止することができる。

7 市長は、受給者が常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠つたとき

は、当該事実を確認した日の属する月から給付金の支給を中止することができる。

8 市長は、受給者が禁錮刑以上の刑に処せられたときは、給付金の支給を直ちに中止するものとする。

9 市長は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したときは、給付金の支給を直ちに中止するものとする。

10 市長は、受給者が生活保護費の受給を開始したときは、津市社会福祉事務所長と調整の上、給付金の支給を中止するものとする。

11 市長は、受給者の死亡等特別な事情が生じたときは、当該事実を確認した日の属する月から給付金の支給を中止することができる。

12 市長は、前各項の規定により、給付金の支給を中止したときは、受給者に対し、住居確保給付金支給中止通知書により通知するものとする。

(返還の命令)

第18条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、当該受給者に対し、給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(再支給)

第19条 市長は、受給者が常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（自己の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくはやむを得ない休業等により、再び第4条各号に該当するに至ったときは、当該受給者に対し、給付金を再支給することができる。ただし、給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年の間は、当該給付金の再支給を行わない。

(関係機関との連携)

第20条 市長は、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関と緊密に連携し、情報共有を行うものとする。

(不動産媒介業者等への事業の周知等)

第21条 市長は、この事業を円滑に実施するために、不動産媒介業者等に対して、この事業の周知及び協力の依頼を行うものとする。

(暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第22条 市長は、不動産媒介業者等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と関係を有することが確認されたときは、当該不動

産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定住宅に関する状況通知書及び入居住宅に関する状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、これらの通知書を受理しないものとする。

(帳票等の様式)

第23条 この要綱に規定する帳票等の様式は、別に定めるところによるものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成27年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による支給期間の特例)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。附則第4項において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、給付金の支給について、申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあつては、当該申請に係る第13条第1項に規定する支給期間を、3回まで延長することができるものとする。

3 再々延長者に対する第4条第6号の規定の適用については、同号中「基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）」とあるのは、「基準額に3を乗じて得た額（当該額が50万円を超えるときは、50万円）」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による再支給の特例)

4 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19条の規定にかかわらず、給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、令和3年2月19日から令和5年3月31日までの間に給付金の支給を申請したもの（常用就職した後、新たに解雇（自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）された場合若しくは第13条第3項に規定する場合に該当する者又はこの項の規定により給付金の支給を受けた者を除く。）が、第4条各号のいずれにも該当する者であるときは、3月間給付金を支給することができるものとする。

(経過措置)

- 5 最後に給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である受給者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過するまでは、第19条ただし書の規定を適用しない。

附 則（平成30年10月1日訓第48号）

この訓は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第33号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月20日訓第41号）

この訓は、令和2年4月20日から施行する。

附 則（令和2年11月30日訓第63号）

- 1 この訓は、令和2年12月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、同年7月1日から適用する。

- 2 この訓による改正後の第5条の規定は、令和2年6月の月分の生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（3月上限とする。）の生活困窮者住居確保給付金についても適用する。

附 則（令和3年1月28日訓第2号）

この訓は、令和3年1月29日から施行する。

附 則（令和3年2月18日訓第4号）

この訓は、令和3年2月19日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓第24号）

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日訓第45号）

- 1 この訓は、令和3年6月28日から施行する。
- 2 この訓による改正後の附則第8項の規定は、令和3年6月27日までに給付金の支給を申請した者の当該申請に係る支給期間中（令和3年5月以前の期間を除く。）における給付金についても適用する。

附 則（令和3年9月29日訓第59号）

- この訓は、令和3年9月30日から施行し、改正後の第6条の規定は、同月21日から適用する。

附 則（令和3年12月22日訓第66号）

この訓は、令和3年12月22日から施行し、改正後の附則第2項、第3項、

第7項及び第8項の規定は、同年11月30日から適用する。

附 則（令和4年3月31日訓第28号）

この訓は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和4年6月3日訓第60号）

この訓は、令和4年6月10日から施行し、改正後の附則第9項の規定は、同年4月26日から適用する。

附 則（令和4年6月30日訓第67号）

この訓は、令和4年6月30日から施行する。

附 則（令和4年8月31日訓第76号）

この訓は、令和4年8月31日から施行する。

附 則（令和4年9月30日訓第80号）

この訓は、令和4年9月30日から施行する。

附 則（令和4年12月27日訓第87号）

この訓は、令和4年12月28日から施行する。

附 則（令和5年5月22日訓第40号）

この訓は、令和5年5月22日から施行する